平成２５年（フ）第５９４号
堺市西区上野芝町４丁６番９号、前住所大阪府和泉市青葉台１丁目22番５号
破産者　速水　郁子
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
大阪府松原市田井城１丁目227番地の12、前住所大阪府松原市東新町４丁目５番９―307号
破産者　中村　眞人
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
福岡県久留米市野中町1185番地１　アメニティハイツ杏栄館101号
破産者　石松　利一
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８６号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8608番地２　湯之尻団地３―102、前住所鹿児島県霧島市国分重久1120番地１
破産者　鈴木　直峡
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
滋賀県野洲市近江富士５丁目４番７号
破産者　畑中多珠子
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３５号
兵庫県芦屋市浜町12番３―305号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市大原町24番13号101
破産者　阿部　修也
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５８号
大阪府富田林市久野喜台１丁目22番12号111、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目18番12―206号
破産者　山田　真詳
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町39番20号　和風園
破産者　コアラこと音井浩嗣こと　音井　弘己
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９３号
宮崎市大字赤江1358番地
破産者　瀬之口英信
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９号
山口市宮野下1418番地７、前住所山口県萩市大字椿2997番地１
破産者　大丸酒造こと　大津　友伸
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
破産者　国武胃腸整形外科こと　國武　　潔
1　決定年月日　平成26年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第８５７号
名古屋市守山区小幡２丁目６番23号、従前の住所三重県鈴鹿市南玉垣町6789番地の３
破産者　西松　裕司
1　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月30日午前10時50分
平成26年８月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７２号
福岡市博多区博多駅東３丁目４番10―202号
破産者　宮内須美代
1　破産債権の届出期間　平成26年９月９日まで
2　一般調査期日　平成26年９月19日午前10時20分
平成26年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２４号
福岡市城南区飯倉１丁目５番34号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区別府２丁目１番33―405号
破産者　川畑　愛子
1　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
2　一般調査期日　平成26年10月17日午前10時
平成26年８月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３号
新潟県阿賀野市嶋瀬103番地
破産者　星　　幸悦
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年10月15日午前10時35分
平成26年８月11日
新潟地方裁判所新発田支部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４１２１号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番37号
破産者　エムアンドシー株式会社
1　期日　平成26年９月２日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２２号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番37―501号
破産者　下本　賢吉
1　期日　平成26年９月２日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部